

御用の書は電話又は書面にて
KYOZOMEKAI

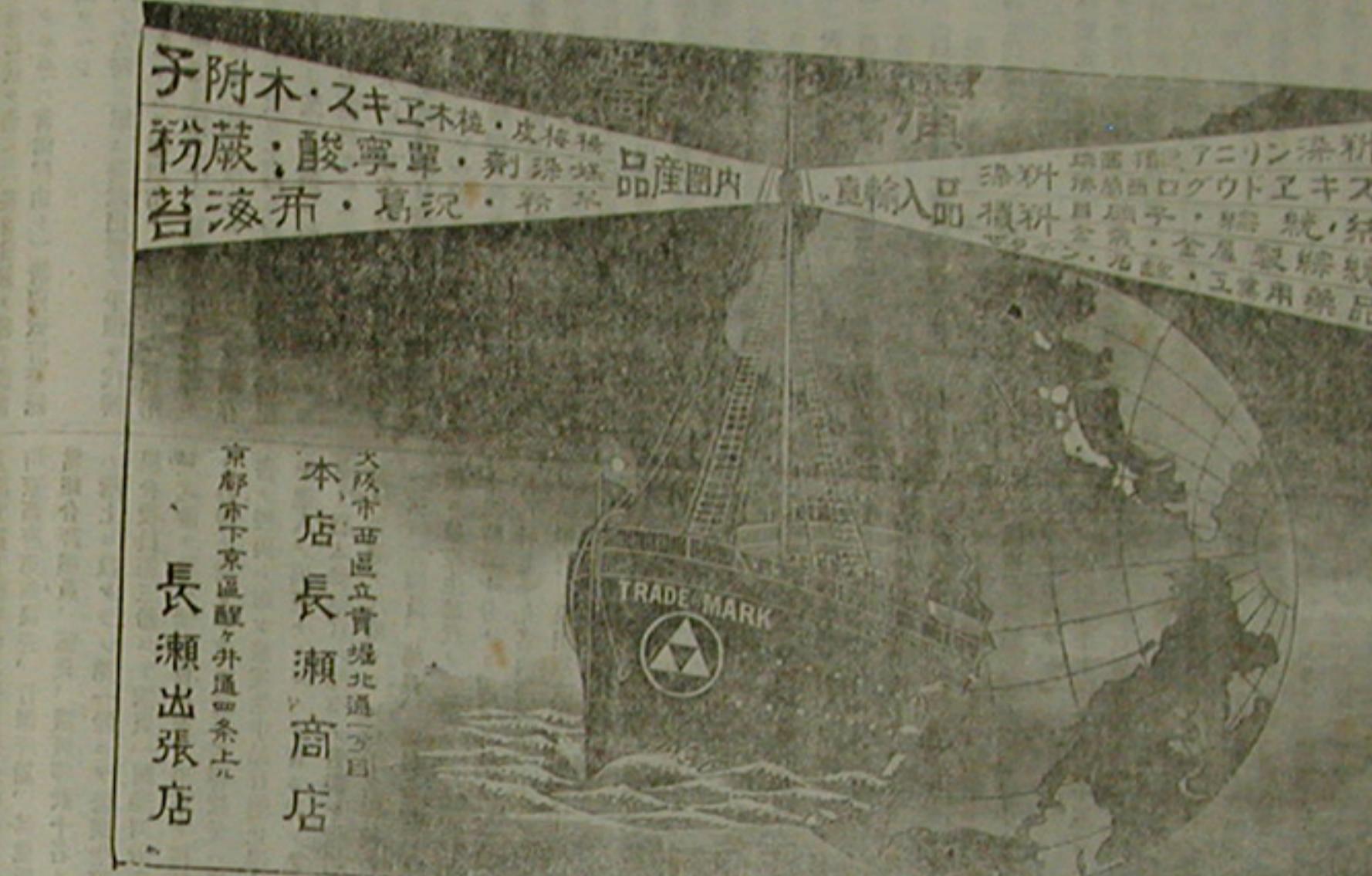
迅板刷印所
京都通町寺崎靖下所活版印刷
太田活版所

番五八三一 話電

獨馬糸染料製造會社
東京日本橋正樂物販
鈴木柴田染料商會
京都支店
電話六六九九
京都特許會社
日本特約店
インジニアード
馬糸子販
製造會社
獨馬糸染料製造會社
京都日本橋正樂物販
鈴木柴田染料商會
京都支店
電話六六九九

第五回内國勧業博覽會優賞受領
色本販賣
京都三条通油小路東入
廣口豊次郎

本紙代價	壹枚	金壹錢五厘
發行處	總人	藤本新右衛門
萬谷復次郎	萬谷復次郎	



明治二十九年十二月十五日 第一號 (有圖書登記)

第一號 (有圖書登記)

明治二十九年十二月十五日 第一號 (有圖書登記)

明治二十九年十二月十五日 第一號 (有圖書登記)

京都染物同業組合月報

公 告

明治三十八年一月一日
午前九時例年ノ通當事務所ニ於テ新年祝賀式ヲ行ヒ申候條右時刻御出所相成度此段廣告候也。

明治三十七年十二月
京都染物同業組合事務所

チ組長ニ申告スヘレ

受賞資格

一染術上又ハ器械ノ發明サナレ
業發達ニ裨益アルセノ
一品行方正ニレテ業務ニ精勤シ特
殊ノ効績アルセノ
一契約年限ヲ誠實ニ勤績シ技術優
等他ノ摸範トナル可キセノ

公示第三三號

左記ノ者當組合定款ニ依リ徒弟名簿ニ登記セリ
此會公示ス

明治三十七年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

組長 石田喜兵衛

此會公示ス

明治三十七年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

此會公示ス

明治二十九年十二月十五日 第一號 (有圖書登記)

○明治三十八年國稅營業稅標準屆ハ
例年ノ通當所ニ於テ取扱申候條一月
十日ヨリ別ニ通知ナクトセ實印御携
帶御出所相成度此段公告候也
尙前年度ヨリ異動ナ生レタル分ハ
土地ノ坪數及ヒ建物坪數等取調ベ
テノト麗セ資本五百圓以上從來
者二人以上便輔スルカハ國稅ノ資
格ヲ有スルモノニ付此際申出フル
ベレ

○左ノ各項ニ該當スル職工徒弟ヘ裏
狀ヲ授與スルニ付其事實ヲ詳
已レ廿八日一月十四日名ニ都長ヲ經

此會公示ス

明治三十七年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長 石田喜兵衛

此會公示ス

明治三十七年十二月廿五日

○明治三十八年國稅二番業況摘要屆ハ例年ノ適當所ニ於テ取扱申候事一月十日ヨリ始ノ居リ候ニ付別ニ通知ナシトモ實印御擧帶御出所相成度此段公告候也。

由前年度ヨリ異^{アガ}ナ生レタル分ハ土地ノ坪數及ヒ建物坪數^{マツル}上御出所相成テレ又從來市役ノモノトヨモ資本金五百圓以上從業者二人以上便^シスルトキハ國稅ノ資格ナ有スルモノ^ク此際市出ラルベシ

○左ノ各項ニ該^クスル職工^{シロウ}第ヘ裏狀ヲ授與スルニ付借主ハ其事實ヲ詳記シ三十八年二月十四日迄ニ歸長ヲ經テ租長ニ申告スヘシ

受質資格

一染膏上又ハ^{シロ}ハノ登記ナシ斯業發達ニ肆其アルモノ

一品行方正ニシテ^{シテ}精勤シ技術優等他ノ模範^{モダウ}モノ

明治廿八年二月二十五日
京都樂業同業組合
組長 石田喜兵衛
京都府指令第五五七一號

京都市
染織
組合
月報

諸君ニ向ツテ余ハ恭ニ誤ク飲ノア告別セア
ヲ得サルハ別紙辞任書ニアル如キ理由ヲ以テ
シ敬愛スル諸君余ハ文筆ヲ知フズ然レル余ノ
心事ハ常ニ無形ノ活動ニ支配セラルヘシ以テ
此謂ワント欲スル所ヲ盡ス能ハズ爲メニ前後
矛盾スルヲ免ガレズ寛厚ナル諸君奉ニ認セ
余ハ余ガ信頼スル吾ガ染物組合組長ガ來年度
収支豫算案并ニ其他ノ重要案件ヲ頭決スル爲
ノ組合會ヲ召集シ開催ノ通知書ヲ手受セリ余
ハ其時ノ通知書用紙ヲ覗テ威儀久ウシテ轉々
涙ナ熱ズル感ワイヤレ余ハ想ヘラク吾ガ京基

酒白粉は水く大氣中に放置するときは過氣に
酸瓦斯を吸収して酒を分解し酒白作用に發揮す
る理示ヒ放散して大に其効力を失ふものであ
そこで之れは密閉したる器に入れ稍乾燥せ
て貯へ置かねばならん

時に水酸化第二鉻及撲滅性第二鉻なる黃褐色の化合物に變するものである様に其の水溶液では其の變化極めて遅かなものである。そこで硫酸第一鉄は容器の口を密閉して乾燥せる間に貯へ水溶液は其の中に少許の硫酸を加へて置けば酸化作用を防ぐことが出来る。

但入學志願者募集人員ニ超過スル時ハ選拔試験ヲ行フコトア
シ
一本科生 五拾名
一豫科生 參拾名
一別科生 參拾名
右募集シ高等小學校卒業者ハ本科へ全第三學年以上修了ノ者ハ豫科へ尋常小學校卒業ノ者ハ別科へ無試験入學ヲ許ス志願者ハ來ル三月二十五日迄ニ出願スペ

特別廣告

之然レル未ダ發テ斯ノ如キ建物用紙ナセシトナシ又本所モ斯ノ如キ建物用紙ルナニ既去全盛時代ニ於テ此念アラレズニ至ラサリシト信ズ是レ他ナレ田園賣叟出スルノ餘裕ナキチ示シタルモノニアルカ此御堤ニアルモノトセバ其他ノ所費シテ知ルベシ收支早衝セストスレバ終ニテ解散スルノ已ヲ得サルモ出フルノ外道ルヘシ之レ末路ニアラズヤ北因ヌル處ハ員中難堪負擔ニ忍セヤル者毎年其數ヲ増ニ目下我國千餘不遇ノ回難ニ當リ經濟界ノ結果一般生活程度ニ極端テ來タシタル仕爲ノニ甚々其ノ數ヲ増シタルモノ北原因ヘシト雖トモ又以テ當事者ノ失政其大過也占ムルト聞フモ敢テ遁言ニアラズ何トナ理事者ト組合員ノ難隔甚タレキ爲ノ常ニナ欠キ組合員ハ組合員休ノ何物タルノ解題すニ自己ガ設ヒル組合ヲ無用ノ是物○組合ノ運用ニ勉ノサル如キ愚チ學ビ先聞以ア任スペキ理事者ハ又ノノ如キ無智○友ヲ啓發善化サヌニ貼ムキ大責任アルハフズ恰モ組合ハ理事者ハ寒貧物ノ如クジシ組合團休ノ精幹チシテ度邊ヨ有ルカラム組合員ハ多數組合員ノ代理士トシ等理事者ノ施政ヲ監視督郎ニ勉ムベク殊ニ合ニ對スル立法者トシテ権利ノ無盡覆ナケルノ弊息チ窓ヒ委任セフレタル責務ヲ忘却シ合員ニ屬ユル事ナキハ比々皆ナ然ラサルハシ余サシテ議員ノ心事ヲ忌憚ナク評セシノ皆猥リニ官從シ自己ノ利益以外ハ顧ミルノナキガ如キ風ナスハ既往ノ事實ニ微シテヲカナルヲ斷言ス余ハ極端ナル反對論者ナスル限りハ組合ノ爲ノ幸福アラソコトナ開ル者ナリ故ニ敬愛セル役員及ビ議員諸氏ニカツテ再ヒ既往ナ語ラズ要ハ唯タ君來ニア

でも若し國富不充分なるときは戰争を本く能
ること能はず永く戰爭すること能はざるとき
結局敗北せざるを得ず故に戰争を本く經済せ
め最後の勝利を得んとするには是邦とも國富
増進せしめざるべからず而して國富を増進せ
むるには全ノ實業の力に依らざるべからず然
に我實業界を察するに甚微力にして充分に國
を増進せしむる能はざるは最も遺憾とする所
り今を去ること十年前日清戰爭の終局に於て
國は被せして新たに開港せしめたるものなる
も拘らず之を利用して商權を擴張したるは本
人にあらずして獨米等の外國人なり是れ即ち
實業軍の失敗にして實業家の微力なりしの祐は
に外ならず右は單に一例を示したるに過ぎざ
ひも此の如きの失敗は少なからず然るに一般實
業家及世人は之を余り念頭に置かず頗る冷淡の
有様に見へたり現在に於ても尙世人は實業に重
きを置かざるものゝ如し資の吉野初瀬の如き我
軍艦が沈没したるときは世人は非常の激痛を感じ
たるにも拘らず實業軍に於て一大問題たる件
國輸入日本羽二重課稅問題に對しては一般世人
は勿論實業家すらも固分無顧着のものあり是れ
武力の駆に於ての失敗は非常なる失敗と思ひ實
業軍に於ける失敗は失敗の如く感せざるが故な

國家の爲め實業家の奮發を望む

改進スヘク理想ノ組合ヲ實現スベレ實
ハ組合ニ於ケル第二ノ推進ナリ余ハ校
員齋君ニ謀ム本懸念會が宣國講會ナフ
又宣國組合會ナルヲ知レ今ヤ世間皆
氣ニ取晴ス國費ハ益々負擔ヲ増スニ從
組合員ニ生活ノ度合公々驟削ナ來スト
ハ組合課費ノ負擔ニ堪ヘサルモノア
然レトモ斯ノ如キ場合コソ厭起シ團体
用シ以テ教經濟方法ヲ講究スルノ秋ナリ
年ノ豫算ニテモ冗費ハ節減ニ極減サ加
ニ勤業事業ノ如キハ程度ヲ過脱スル迄
シ(尤モ麥効サ期シテノコト)以テ運轉
緩急其宜シキニ得ハ吾組合ノ經濟界チ
ルニ隨カラズト信ズ今ヤ我が國ハ果園
組合ニ又協力一致セサルベカラサル秋
事務及セ理事者ノ後援トナルヘキ責任
員諸君ハ此際自己ノ利害ヲ顧・ズ能テ
ナ捨テ誠意誠心各北探ル所ノ義務ヲ張
シク枯死セントスル組合ヲ復活セシム
合理事者ノ官ト雖ニ不當ノ点ハ憚ナク
ケ理事者ヨ又茲ニ意テ用ヒ組合前途ノ
同一致以テ無智ノ組合員ナシテ組合團
味ナ知悉セシヌ組合ニ依テ以テ得ル所
ナ千歳ニ替及レ戰勝國ノ生産界中京築
ナリ聊カ愚見ナ送ベ告別ノ辭トナス

● 廿八年度豫算 別項認可相成りたる當組合 費收支豫算は舊國既に其議案を發表せしが一 訂正せし個所もあれば茲に再記するをセリ
廿八年度組合經費豫算
● 歲 入 豫 算
第一款 稟 合 經 費
一項 等 級 劃
金參千六百貳拾七圓八拾五錢五厘
二項 戶 數 劃
金參千貳百〇壹圓四拾五錢五厘
第二款 稟 收 入
金四百七拾壹圓〇四錢五厘
一項 証 票 啓
金參拾圓
二項 不用品賣却代
金參圓六拾九錢九厘
三項 廪 告 料
金七拾五圓
四項 試驗手數料

開ふ如く實業家が決死の勢を以て商工業の
を謀れ決して外國實業軍の爲め敗北する
きことなるべし

併て軍人が如何に忠勇なるも無教育にては
の勝利を得ざる如く我實業家が如何に決死
を取するも無教育にては外國の實業軍に對
勝利を得ること能はざるなり我軍人は軍事
を受けて然る後軍人となれども我實業軍の
際すれば實業教育を受けて然る後實業家と
もの其務なり是れ我實業軍微弱なるの最大
なり若し我實業家が我陸海軍人の如く忠義
を有し軍人が軍事教育を受けて戰場に臨ひ
く實業教育を受けて然る後實業軍の戰場に
に於ては必ず實業上の大勝利を得べきなり
之を要するに今日の我實業家は陸海軍に比
べ概して忠義の点に於て欠くる所あり更に
に於ては非常に欠くる所ありて現在の有様に
は我國富を増進せしむること甚困難なると云
將來帝國軍人と曰數ひ百分の奮發をなさん
最も肝要なりと確信するものなり

This image shows a page from the Kyoto Nippō (京都新聞) newspaper, dated October 25, 1905. The page is filled with dense Japanese text arranged in columns. A large watermark "Kyōto Nippō" is visible across the center. At the top, there is a horizontal banner with additional text. On the right side, there is a prominent advertisement for BASF (Bayerische Anilin-und Soda-Fabrik AG) featuring their logo. The left side contains several other advertisements, including one for "純粹青藍" (Pure Indigo Blue) and another for "深料" (Dye). The overall layout is typical of early 20th-century Japanese print media.

レテ出陳スルヲ得
但シ之ヲ販賣スルヲ得ズ

第八條 本會ニ特ニ參考品陳列場ヲ附設ス

第九條 參考品ハ第十三条規定ノ物品ト同種ノ
内外國製產品トス

第十條 參考品ヲ出品セントスルモノハ第三
號書式ニ依リ二月木日迄ニ其目録ヲ差出ス
ベシ

第十一條 參考品ノ陳列及ビ看護等ハ總ア本
會ニ於テ負擔ス

第二章 出品

第十二條 本會ニ出品シトスル出品者ハ明
治三十八年二月末日迄ニ第一號書式ニ依リ
其所要ノ陳列間數申込書チ本會事務所ニ差
出スベシ(尺四寸六分、開口同三尺ナ直ア一間トシ面
ト見)

第十三條 本會ハ前條ノ申込ニ對シ三月一日
以後ニ於テ承諾書ヲ發スベシ

但シ申込額ノ本會豫定ノ間數ニ超過ス
ル時ハ申込間數ヲ減少スルヲアルベシ

第十四條 申込人承認書ヲ受ケタル時ハ直ニ
第二號書式ノ出品目錄書ヲ差出スベシ

第十五條 出品ハ隨時追加スルヲ得此場合
ヨ於ナハ前條ニ依リ追加出品目錄ヲ差出ス
ベシ

第十六條 出品ニハ必ず出品目錄ニ記載セル
出品番號、品名、賣價(每件之又ハ價格)及出品

第三十條 奨賞授與式ハ五月十日ナ以テ舉行ス		第四章 出品販賣	
第十七條 出品ノ運賃、陳列場ノ裝置、陳列 要具、陳列、看護等ハ總チ出品者ノ負擔ト ス	第十八條 陳列場ノ構造ハ出品者ノ隨意トス 但シ本會ニ於テ差支アリト見認ムル時ハ 之ヲ改造シシムルヲアルベシ	第廿一條 出品ハ之ヲ即賣スルヲナ得 但シ審査員ノ指定シタル物品ハ其許諾ナ 得ルニアフヤレバ之ヲ即賣スルヲナ得ズ	第一品名、數量及代價
第十九條 會場ノ適格ハ必ズ本會ノ指定圖ニ 據ルベシ若シ陳列上ノ必要ニ依リ之ガ學更 ナ要スル時ハ本會ノ承認ヲ經ベシ	第二十条 既定陳列場ノ位置ハ出品者間ニ於 テ隨意交換スルヲナ得ズ	第廿二條 出品ノ陳列ハ三月三十日迄ニ整頓 又ハ出品ヲ撤去シ其他會場ノ休憩ヲ亂スベ キ行爲ナスヲナ得ズ	二 物品ハ開會後五日以内ニ代金引替ニ 交付スペキ
第二十一条 出品ノ陳列ハ三月三十日迄ニ整頓 スベシ	第二十二条 出品者ハ會期中其陳列場ヲ閉鎖シ 又ハ出品ヲ撤去シ其他會場ノ休憩ヲ亂スベ キ行爲ナスヲナ得ズ	第廿三條 出品者物品ヲ撤出セントスル時ハ 事務所ニ届出證出證ヲ附クベシ	三 期日内ニ買主ヨリ引替ヲ請求セザル ノ原得ニ歸スペキ
第二十三条 審査	第廿四條 出品ハ参考品ヲ除ク外之ヲ審査ス 但シ出品者ニ於テ四月九日迄ニ審査難退 書ヲ差出シタルモノハ此限ニアラズ	第廿五條 出品ノ賣價ハ學更又ハ割引ナス ヲナ得ズ若シ不得止事情アル時ハ事務所ニ 申出承諾ヲ經ベシ	四 出品者ノ住所氏名
第三章 審査	第廿六條 出品ハ左ノ等級ニ依リ之ヲ授與ス 一 等 賞 金 牌 二 等 賞 銀 牌 三 等 賞 銅 牌 全 美	第廿七條 同一出品者ニレテ二個以上授與ス 一等賞乃至三等賞ハ過歩及有功ノ二種分ニ フ	五 年月日
第廿八條 出品者ハ再審査ヲ附ヒ又ハ審査上 ニ付與職ヲ申立ルヲナ得ズ	第廿九條 使用料ハ出陳間數申込書ニ添付スペシ 使用料ヲ添付セザル申込書ハ無効トス	第卅一條 會場ノ全休ニ對シテハ本會ニ於テ 相當・保護ナシスト雖モ天災火災盜賊其他 ノ事故ニ依リ物品ノ毀損又ハ紛失等一切ノ 損害ハ太合其責ニ任セズ	第五章 鑑別
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル審査規程ニ據ル 第廿五條 出品者ハ特ニ説明ナ要スル出品ア ル時ハ其要旨ヲ詳記シタル說明書ナ四月九 日迄ニ差出スペシ	第卅二條 會場ノ全休ニ對シテハ本會ニ於テ 相當・保護ナシスト雖モ天災火災盜賊其他 ノ事故ニ依リ物品ノ毀損又ハ紛失等一切ノ 損害ハ太合其責ニ任セズ	第卅二條 出品者ハ陳列間數一間ニ付金武圓 五拾錢ノ埠所使用料ヲ太合事務所ニ支拂フ ベシ(參閱括弧内)	第六章 報告用紙ハ本會ヨリ交付ス
第廿九條 一等賞乃至三等賞ハ過歩及有功ノ二種分ニ フ	第卅三條 會場ノ全休ニ對シテハ本會ニ於テ 相當・保護ナシスト雖モ天災火災盜賊其他 ノ事故ニ依リ物品ノ毀損又ハ紛失等一切ノ 損害ハ太合其責ニ任セズ	第卅三條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第七章 但シ報告用紙ハ本會ヨリ交付ス
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第卅四條 出品者ハ一週間毎ニ賣上ゲ(賣約 共)金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第卅四條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第八章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第卅五條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第卅五條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第九章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第卅六條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第卅六條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第卅七條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第卅七條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十一章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第卅八條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第卅八條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十二章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第卅九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第卅九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十三章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第四十條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第四十條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十四章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十五章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十六章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十七章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十八章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第十九章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十一章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十二章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十三章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十四章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十五章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十六章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十七章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十八章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第二十九章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程
第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第廿九條 金額及ビ其点數ヲ第三條ノ種類毎ニ明 記レ本會事務所ニ報告スペシ	第三十章 第廿九條 審査ノ方法ハ別ニ定ムル處ノ取締規程 ニ從事スルモノハ別ニ定ムル處ノ取締規程

右の預算金額四千〇九拾八・四九拾錢を前年度の五千七百九拾九圓の治費に比較すれば千七百七拾圓を減することとなる。故に本年度は新規の事業は總て見合せ事と整理に當すべき方針を採るものなり。

●臨時組合會は本月十日午後六時より開催し組合賃費立消度分法を議せり。本議題は十二月の組合會に於て略は處分の方針を定められたるものなるを以て別段異論ある否なく詰も從來の如く情實的の手段を打たて少しも假借する所なく極力之れか面行をなすことを議決せり。依て組合事務所は第一に理由なく窮屈するもの或は立消度業者に對しては速ち動産差押への申請をなし其他該業者をして懲戒せしめ目下其手續中なり。

●褒賞授與式　例年一月を以て施行し來りたる本組合員の職工徒弟に対する褒賞及修業証授與式は今日迄其實行を見合せ居る所なるが實は如何なる理由なるか授業「こう」は未だ申請の手續をなしたるものなく、^き在勤業に打棄てあるか如何想像せらるゝも多々組合員の中一人の受賞者あらざる筈なかるへし。如是職工徒弟間の情誼上なり又將來の製造法として被服し難き所なれば授業師たるものは宜しく少時間の勞を惜まず組合へ由出でらるければ既ての手續は取扱ふべし。

●第四回製品博覽會規則　本年度に於て開く組合會の規則は左の如し。

第五回全國製品博覽會規則

第一条　總則

第一項　本會ハ大邦製品ノ發達改善、販路ノ擴張振起ヲ謀ルヲ以テ目的トス。

第二條　本會ハ明治三十八年四月一日ヨリ五月三十日マダ二ヶ月間京都市岡崎町博覽會館ニ開設ス。

第三條　本會出品ノ品目左ノ種類トス

機物、染物、友仙染、絞織、刺繡、漆物、陶磁器、漆器、七寶、硝子器、金属器、器具、印刷物、影刻台、扇子、木具

常小學校卒業ノ者ハ別科ヘ無試験入
學サ許ス 志願者ハ來ニ三月二十五日
迄ニ出願スペレ
但入學志願者窮集人員ニ超過スル
時ハ撰拔試験サ行フコトアルベシ
明治三十八年二月

京都市立染織學校

電話一八〇一番

公示第三五號

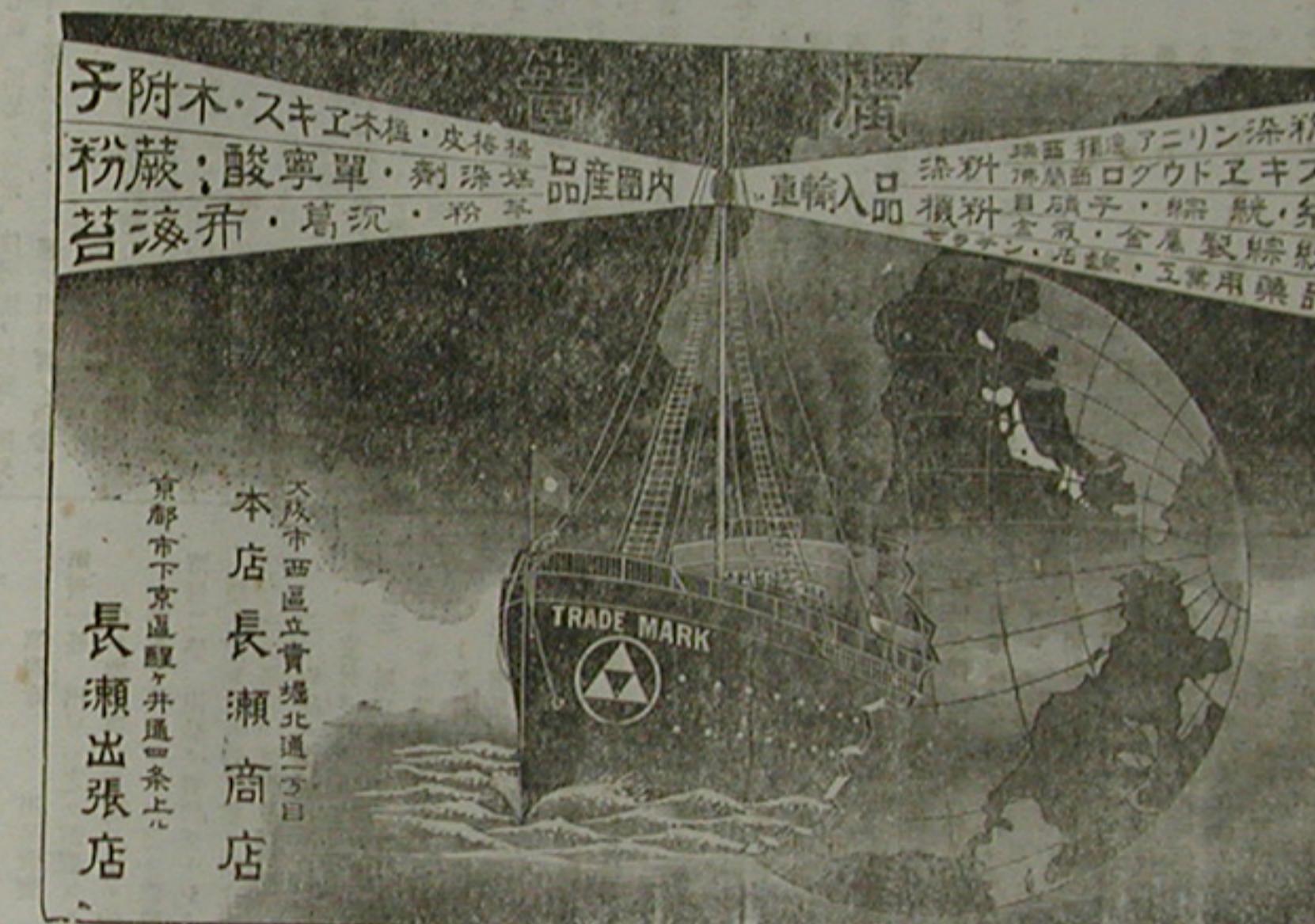
左記ノ者當組合健者ニ於て其第名簿へ登記セリ此
旨公示ス

同上	梅田文作	京都市上京區元賢願寺大宮西入
同下京區河原町松原北入	菅田秀太	浸落部員松本定次郎徒弟
同上京區大宮坊小路北入	黒川喜一郎	糸延色染部員山本重之助職工
同美濃安八郡南平野字四成	早崎平蔵門三男	早崎平蔵門三男
同上	早崎紳米吉	形彥部典唐松松太郎職工
同上	山野吉太郎	三重縣伊勢國阿濟郡不堀町
同上	吉田梅吉	吉田梅吉
同上	同縣同國同郡白子新町	左記ノ者職工徒弟眾相規用ニ抵觸スル事ノニ付 キ爾今既合調ニ於ア便便スルトテ停止ス
公示第三六號		

同	上	松	尼	俊	良
同	上	西	國	德	太
同	上	田	中	捨	吉
同	上	羽	田	元	三
同	上	芝	田	彦	次
同	上	佐	藤	米	藏
同	上	久	保	田	音
同	上	萬	勝	伊	之助
同	上	辯	山	幸	之助
同	上	北	野	由	松
同	上	村	本	正	太郎
同	上	鶴	馬	義	助
同	上	鷺	集	佐	藤
同	上	鷺	集	清	助
同	上	鷺	集	佐	藤

物主同者
之奉者
無不與
與有
執

明治十八年二月二十五日
京都染物同業組合
組長 石田喜兵衛
幹事會上書
西村貢杉原益助徒弟
中野三上京區大宮通一條上ル
副会長
谷 口 新 次
本部同 部員矢守傳三郎徒弟
兵庫縣明石郡明石町



少くより証券買賣相場分代價標準價格の違反處
分法を廃したり又要冒は一層の安寧と智道の發
達を圖る上に於ては斷然たる為分の方針を定め
借貸することなく十分施行する筈なり

社は此藍の染色法に就て最も改良された進歩の方針を本號に紹介し、併せて其作用を次に述べようと思ひます。

其方法は布七最初先づ普通の藍甕に浸して染め上げ、一旦乾かしてから適當の染色剤を應用して之を染色するのである。而して其染色剤にも種々の薬品があるが、最も普通に行わるゝものは、次のものである。

アルカリやカリ水素に作用して品質を崩くすることがある。そこで重クローム酸加里と修酸の分量とは常に過不及なき様に注意せねばならぬ。これが薬の拔染で最も困難な点である、然し前記の分量は研究上最も適當にして且つ正確なる分量であるから安心して用ひてよろしい。

近來は又此修酸の代りに修酸アンモニウム、修酸カルシウム或は修酸亜鐵を直ちに拔染糊中に加ふる事が行はれる。七方法は並んで良子で

洗して能く糊を落せば藍の拔染が出来ます。以上の場合に藍が拔染せらるゝのは、單に重クローム酸加里や青性曹達が直接に作用するのではなく、之を酸液に通して始めて藍が抜かれるのである。即ち酸液に通する、糊中の重クロム酸加里が硫酸の爲めに分解せられてクロム酸となりこれが藍に作用して其色を消褪するである。

以上は重クローム酸と酸液とを以て藍の拔染なす際に起るところの變化で、修酸の如きは其必要はない様である。ところが此藍の拔染に於て良好なる結果を得るを否とは實に修酸有無及其分量の如何に依るのである。故に若し最後の酸液に硫酸のみを用ひたならば其結果は實に甚だしく宜しくないのである。

抑も此場合に於ける修酸の作用は能くクロム酸の作用を調節し、木綿織維を脆弱ならしめる働きをなすものである、元來重クローム酸加里にて藍の拔染をすれば其部分は往々不溶質が陥屈となる、之れ即ちクローム酸の余分が織維に作用するからである。ところが酸液中に此修酸七含ひときは先づ藍に作用して拔染の効を奏し、其部分のクローム酸はこの修酸に作用して、炭酸瓦斯と水とに分解し、別に織維に作用しない様になるものである。尤もクローム酸の量に對

水	二百四 水酸アル・ナ(トワードル二十度)二十日
赤血鹽	四百日
醋 酸	四十匁
ブリチシユヌム	四百日
此拔染糊を印花して一旦乾かし、次にトワードル四十度の背性曹達(攝氏卅八度)温浴液中に種直に引き上げ水洗すれば、印花の部分は藍のヒ消褪せしめ、同時に其部分にアル・ナが固するそこでこれをアリザーリンにて染むるときは其部分にアリザーリンの色を表はすることが出来ます。而して其最も適當なる拔染糊は	
ズム液	二百八十目
鹽素酸曹達	三十目
臭化加里	十匁
赤血鹽	二匁五分
杓麻酸	四十二匁五分
此臭化加里的拔染糊にもアル・ニユムの種類七右の拔染糊を印花し、一旦乾かした上十五回蒸して水洗する	

明治三十八年三月十三日 京都市内務省
京都市同業組合例中

●清國貿易島上特に紡布及紡織交織物に對する
關稅率の件に關し通商農商務省工局長の
ありたり

高發第二九號

從來我邦輸出業者中ニハ其商品ニ虛偽ノ一
ヲ付シ稅關通過ノ際過稅ヲ全ツル者有之ニ
埠ア高價に評價セラレ割高ノ課稅ヲ受ケ
トアルノトナラズ施テ煩累ヲ他ノ誠實ナシ
業者ニ及シ爲ノミ外國貿易ナ混用スケ
不詮殊ニ清國兩國同貨物ニ於テ其弊甚シ
ニ去ニ明治三十五年十一月清國新稅率實現
路ニ於テ露佛等ハ當時向開埠未濟ナリシ
チ各兩國人ノ輸入スル織綿交織物ニ對シテ
新稅率ヲ適用シテ從量稅ヲ課スルコト能ハ
ルニ依リ舊稅率（五分稅）ヲ課シタルガ故ニ
來獨等ノ商品モ發惠國約款ニ依リ輕キ舊稅
稅率ヲ課セラル、コトヲ希望シタリ是舉免
米ヨリスル輸入貨物ハ其返狀箇ノ價格ニ對
テ課稅セラレ從量稅ノ七八割ニ相當スル稅
稅率ヲ課セラル、コトヲ希望シタリ是舉免
セラレサル爲ノ稅關鑑定價格ニ對シテ課稅
ヲ付シテ以テ從量稅ニ比シ通常三四割ノ高稅
率ニ至リ改訂條約書ノ調印済ト相成日英米等
諸ノ地有之タルニ因ルモノト被存候而シテ改
正（修改）ニ固定セルヲ以テ從價稅ノヲ課
タル、コトハ相成候尙本邦商品ハ每々申告
書所載ノ價格ヨリモ高價ニ鑑定セラレ從ナ高
稅ヲ拂フクト相成居候是等ハ實ニ外國品ト
も糸布及紡織交織物ニ對スル稅率ノ改正（改
正）ニ及ばず右及通商農商務省工局長の
スム原據候ナ便宜知悉セラルヘク候
右及通知候也

農商務省商工局長森田茂吉
明治三十八年三月九日

京都染物商業組合會中

一送り狀ハ實際ノ通リニ認メ掛引ナシルコト
二送り狀ハ必ず英文ニテ認ムルコト
三送り狀ハ順易キ算跡ニテ認ムルコト
四送り狀ニハ仕向地税關稅率表ノ類別ニ
照シテ詳細ノ記入ヲナスコト
五輸入申告書ニハ製造元ノ送り狀ノ外船会
ノ送り狀ト保險證書トナ添付スルコト
六保險金額ハ送り狀面ノ價格ト大差ナキコト

●明治三十八年三月六日當部役員議員の任員
付通議會開票の結果左の適當選に付此段報告
也

當選部長西島猶吉 會計伊藤吉次郎
議會議員

岸見幸次郎 水島伊三郎 新宮三四
田中 佐助 東原 龍吉 東原喜三
井上兵太郎 八木市二郎 小倉定太
禮見清次郎 楠本定次郎 大江正太
明治三十八年度豫算報告

一金四拾五圓七拾五錢 三十八年度豫算額
此徵集方法

詔勅七十六名

内 國稅者二十四名年金八拾錢
市稅者五十二名年金四拾錢

支 出 金

一金四拾五圓七拾五錢 卅八年度支出豫算

内 譯

一五〇〇〇 博覽會獎助

一〇〇〇〇 會 賽

七五〇〇 筵 紙 墓

七五〇〇 豫 備

二七二〇 稽

合计金四拾五圓七拾五錢

左の諸件を議決せり	第一號議案議規約修正ノ件(可決)	一規約第十一條ヨ左ノ但書ヲ加フ 但レ副部長及商職員ハ部會議員中ヨリ選出ス
一、同第二十一條役員議員トアルヲ本部員ト修正シ「役員」ノ二字ヲ削除ス 一、同第二十三條ノ次ニ左ノ一ヶ條ヲ増加ス	二、役員議員ニシテ任期満了スルモ改選ル迄ハ其事務ヲ整理シ后任者ヘ引継スルモノトス	第三號議案代金標章實行ノ件(可決)
一本項ニ關スル委員ハ便宜ノ場所ニ出席其區域内ノ部員ヲ召集シ實行ニ關ス明チナシ規約書ニ捺印セシムシ此據其區ノ欽上繪説々會議員立會ヲ要ス	七番議員山田平太郎君辭職山内清吉君 第四號議案同友會規則訂正ノ件(可決)	第三號議案部會役員補欠選舉ノ件
一同友會規則第四條ヨ依リ体育部ヲ設主任者ヲ体育長トアルヲ「体育部主任改選」	二、体育部規則第二條ノ次ヘ左ノ條項ヲ時宜ニ據リ役員又ハ有志者ノ運動會監督コトヲ得	(投票十四票)
三運動會開催ニ對シ主任者ハ同友會幹事会	豫算報告書	
一金貯百五拾七圓	收入額	
一金參拾六圓	內 賦	
一金參拾九圓	一等	十五戶 一戶 審圓四
一金四拾圓六拾錢	二等	二十一戶 一戶 審圓九
一金四拾圓五拾錢	三等	二十九戶 一戶 審圓四
一金四拾圓五拾錢	四等	四十五戶 一戶 九 拾

召集シ協議ヘシス
四選動會ニ關スル事務ハ同友會幹事ナヒ
分担シ又ハ委員ヲ附托スルコトナリ
一同友會徒弟共連會規則中第十六條ナシ
如ク改正ス

有功宣等高卓者 金牌
同 武等高卓者 銀牌
同 勳等高卓者 銅牌
ルコト

其被撰定石ハ
岩本利兵衛君大輔 小太郎君井深英之
三徒弟共連會規則第十七條ナ左ノ如ク
第十五條ニ該當スル甲生徒弟ニシテ
以上詳述シタルモノハ其授業師ノ申請
依リ本會ヨリ此獎狀ヲ授與ス
四枚上繪額規約第三十五條組長ニ喪狀
諸ノ條項ニ對シ同友會出品ノ有無ナリ
調査ノ範圍内ニ加フルコト

第五號議案役員事務分担人件

議長ノ指名ヲ以テ左ノ如ク定ム

業務主任深池七輔君 助役木村小八
土橋 三君

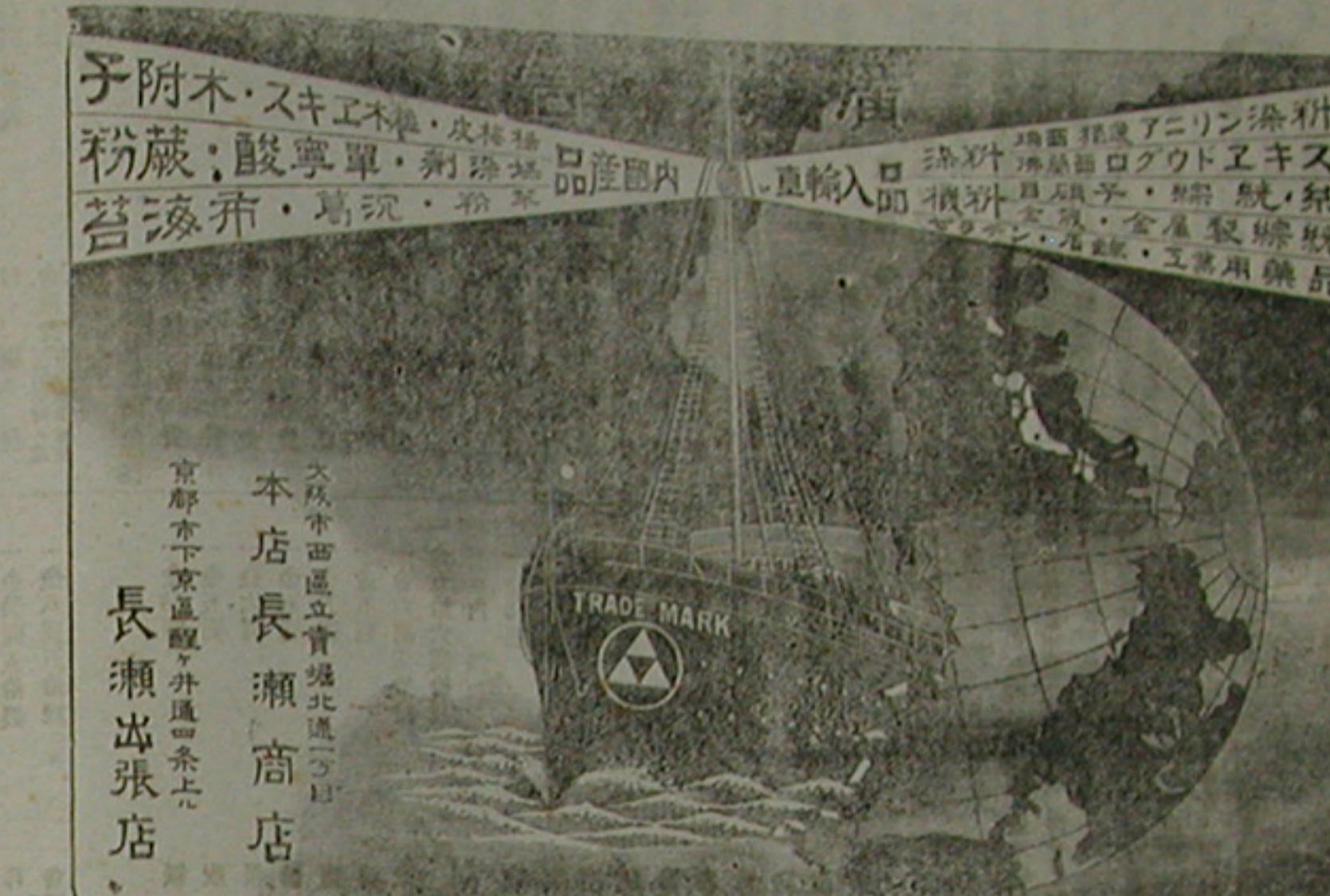
職工徒弟取締主任藤井次郎君 役員
利兵衛君 西浦竹次郎君 横山與市
勤業係主任堺島吉作 助役森田菊松
山内清吉君

庶務主任古田新之助君 助役藤枝吉威
以上諸幹事を頸定し又に明治三十七年度講習
算及明治三十八年度講習費を附錄し確定組
向け認可の申請をなせり

● 経費怠納處分 組合経費怠納者に對しては往二三年間は常に穏和の手段を取り組合と組員との圓滑を欠かさる様注意して其事務を探しめたり然るに此耐久は反て弊害を醸すの基となり経費の積附を怠るも組合に於ては能く處なをなし得ざるものとの誤解を抱くもの或は之を聞ひて之れに習ふもの甚だしきは之を煽動して納附を妨ぐるもの等續出し年々怠納者を増加せり依て組合は本年二月臨時組合會を召集し之れが處分法を決議せしめたる結果怠納者に對しては一步も假借するなく定款の明文に基き極力之れが廻行に勉むることに決したるを以て二月廿日以來之れが實行に着手し最初事務員として怠納者の各戸に派出せしめ懲るに經費納附の設論をなし尚ほ應せざる向きは己ひを得ず執達吏の手を經て催告書を發し之れに次ぐに支拂命令の申請をなし其權利の確定を待ちて強制執行となし之れが競賣の手續となすに及べり其數催告狀を發せしもの七十八戸支拂命令を申請せしもの三十六戸強制執行となせしもの三戸競賣となせしもの一戸都合百十七戸の多數に上ばれり然れども之れと以て終了せしものとするを得ず尚ほ二百有餘の多數に向かつて漸次處分となす筈なり之れが爲め近時組合に向け匿名書を以て脅迫的の書面を送るもの數々ありと雖でも事已むと得ざるに出で若し正當の理由あるものなれば直接申出でらるべし

今怠納者の理由とせる其多くは吾等は少しも組合の世話にはならぬから經費負担せしむるは不當なりと云ふに止まるものゝ如し成程組合の性質から其成立ちを知らぬとすればかゝる淺見となる者へも起るならん又組合も拾遺の經費を負担するからそれだけ目前に利益を與へらるゝかと云へば夫れは出來ぬけれど組合員も經費は利益の報酬金であると思ふてはならぬから左の法律を援用して其説明となさん

右の箇條書が組合の生命なり大限目なりである
此の生命なり眼目を以て組合は組織せられたるもので其他の事務は組合員の便宜を圖るために行ふ附屬の事業であつてはん些細のものであるが此條項の意味はつまり各自別々の小さき根性は樂て、廣く大きく相互に手を引ひ合ふて營業上に生する弊害を矯正することにせよ弊害を矯正すれば謂ふ迄もなく利益を増進することが出来るから利益の多いだけ其土地なり延きては邦家の利益を増すのであると云ふ大きき意味なり成程夫れに迷ひない弊害と云ふことは如何なるものにも附従するもので免れない又此弊害は多く利益の上より生するものもへ一人一人の力でわ矯正することわ六ヶ數ものであるから相互に協同一致して之れが街に當らねばならぬなり假合ば京都の染物は好いと云ふ評判を得るとすれば一時は好いで上景氣を現はすであらうけれど前後の者へなき自先き受けの利益より見へぬ職人は直く櫻好景に連れて不正なる手段を營業品の上に弄するに至るべし是れは下等人の常例で其證に乏しくない斯かる聲がある間は一時好評を得たのも永く其位置を保つものでないから自然衰況に陥るは謂ふ迄もなきことで其影響を被るは一人二人の小部分に止まるものでなかふ延ひてわ京都全体の景況に及ぼすことになる故に組合員は常に相互に氣氛を生し其業務を監視して豫め其弊害を未發に防がざるべからず之れらの手段に供する機關としては其大體は組合定款あり各部毎に其據る所の規約あれば之を活用すべし左すれば自から組合の妙味を知るを得ん而して組合は之れを綜理して監視を怠らざれば組合の用事此の外になきなり故に組合員は自己の業務を愛せば其機關を利用して組合を活動せしむべし只組合は何んにもならん必用となしと云ふは己の愚を表するものなり



The image shows a vintage Japanese newspaper clipping with a prominent circular logo in the upper right corner. The logo contains the text "BAYER AG AACHEN-BONN-BERLIN-BRUSSELS-CAEN-DARMSTADT-EDINBURGH-FRANKFURT-HAMBURG-HANNOVER-KOENIGSBERG-MUNICH-STUTTGART-Vienna" around the perimeter, and "JAPAN DISPERSING COMPANY LIMITED" in the center. To the left of the logo, there is a large vertical column of Japanese text. Below the logo, the word "INDUSTRIAL" is written vertically. To the right of the logo, the word "BASF" is written vertically, with "S.A." underneath it. Further down, the words "MADE IN GERMANY" are printed. On the far right, the text "獨逸國製造會社製" (Manufactured by a German company) is written vertically. In the center of the page, there is a large vertical column of Japanese text. To the left of this central text, there is another vertical column of Japanese text. At the bottom of the page, the word "DISPERSING" is written vertically.

色木賣販
京都三條通油小路東入
廣口豊次郎
明鮮迅密
所刷印版宿
居身筆者刷印報各社
下師藥娘通町寺都京
所版活田太
番五八三一 話電

京都染物同業組合月報

明治四十年九月十五日

明治三十九年八月十五日

くるわ所謂自分で自分を守るものにあらざるか
無理組合として解かる種類なる手段を探るの不
可なるを知る且亦組合と組合員の開拓にして組
合に失するとも亦知るなり之れ當局者の大ひに若
い所なり去り乍ら定款も規約も總て組合員各自
が組成し之れを實行すべく督みて開拓し組合し
たるものにて組合が勝手に之れを設立されが實
行を要するものにあらざるなり組合は只依頼を
受け之れらの権限を轉換するに止まるものと
見て可なり故に處分するは點と云へば然るも
此理より者へれば嘗て緩慢と云ふも不可なきな
も出來得べくんば處分する同時に過大の罰金と
附するも少しも點にあらざるなり然れども以上
の理由を知らざるものとすれば亦恕すべき点な
きにあらず故に組合は成員全員の前に於て一應
の照会せしむし取扱い事項の調査せしむる後始
て實行するものへ匿名状を發する必用なきな
り苦情を唱ふるの理由なきなり若し不服と申明
へくんは異議の申立てをなし法廷に争ふべし規
律にはあらざるも頗る其の罪亦自むを得ざるな
り又組合に加入せざるも稅金をへ出せば營業はな
し得るなを故に組合へ加入するの必用なしと云
ふものあり無論其通りなりと雖も之れらに對
む説にはあらざるも頗る其の罪亦自むを得ざるな
り又は説明するも解得べき餘地を有せざるもの
では説明するも解得べき餘地を有せざるもの
なるべければ其多くは罰はす只同法規第四條
を示し置かん

又組合に加入せざるも稅金をへ出せば營業はな
し得るなを故に組合へ加入するの必用なしと云
ふものあり無論其通りなりと雖も之れらに對
む説にはあらざるも頗る其の罪亦自むを得ざるな
り又は説明するも解得べき餘地を有せざるもの
では説明するも解得べき餘地を有せざるもの
なるべければ其多くは罰はす只同法規第四條
を示し置かん